

私の紙面批評

朝日新聞紙面審議会委員 鈴木 幸一さん



インターネットネットイニシアティブ会長。日本におけるネット社会の基盤を創った先駆者。東京・上野で毎春音楽祭を主宰している。

およそ戦後の日本人が平和のよりどころとしていた憲法9条は陸、海、空軍の3軍の存在を明確に許していない。一方、1950年代から、日本は自衛隊の名において、3軍を保有している。この間、9条は現実の防衛政策に準じた形で解釈の拡大が続き、曖昧で融通無碍とさえ言えるほど、明確さを失っている。今回の「集団的自衛権」についてもその流れの延長である。

「集団的自衛権」については、安倍首相が米連邦上下両院合同議会における演説で、安全保障法案の改正を成立させると公式に約束し、その実現に向けた法案が提出されたことから、大きな問題となった。

ネット上では、ポツダム宣言の現代語訳や旧日米安全保障条約の全文翻訳へのアクセスが増えているのだが、朝日新聞の報道は、違憲論争と集団的自衛権の範囲や中身の曖昧さに関する指摘に終始して、日本の安全保障をどうしていくのかに関する論議は極めて限られている。社説の論調も同じだ。

「武力行使ができる唯一の組織である自衛隊には、憲法上、法律上の厳しい縛りがかけられてきた。それらを出来る限り外すのがこの法案の狙いだ」(6月2日)

「権力者が開き直り、憲法をないがしろにしようとしているいま、一人ひとりの主権者が憲法の後ろ盾となって、声を上げ続けるしかない。『憲法を勝手に変えるな』」(6月16日)

平和憲法と米軍はセット

原点立ち返る問題提起を

安保法制の論点

「日本国憲法を日本の外交戦略の重要なツールとしたい。(中略)戦後70年の歩みの延長線上に、『平和国家日本』のブランドをどのように発展させるか。それが、日本がいま大事にすべき大きなテーマである」(7月14日)

平和憲法の順守こそ日本の国際戦略の基本とすべきだという戦後70年、変わらぬ主張である。大多数の憲法学者による今回の法案に対する違憲論に多くの紙面が割かれ、社会面等の報道のされ方も、同じである。

中国の行動がフィリピン、ベトナムを始めとするアジア各国に脅威を与え、紛争を引き起こしている状況から日本の安全保障の在り方についての問題提起をしているのは、二つの記事しか見あたらなかった。

一つは「今国会の安保法制論議は法律論や手続き論がほとんどだが、本来語るべきなのは、その前提となる大枠の外交・戦略論である」と指摘した6月18日の「記者有論」。もう一つは、佐伯啓思氏の「異論のスヌメ/国を守るのは誰か」(7月3日)というコラムだ。佐伯氏は次のように論じた。

「野党がもしもこれに反対し、従来の平和憲法のもとで対処できるといふのなら、その根拠をしなければならぬだろう。それを回避している限り、国会での論争は生産的なものにはならない。(中略)平和憲法と日米安保体制はセットであった。憲法平和主義の背後には実は米軍が控えていたという欺瞞をどう釈明するのだろうか」

ネット上で検索したのだが、憲法とセットであるという「旧日米安全保障条約」の前文を紹介する。国連憲章によって、日本が個別のおよび集団的自衛の固有の権利を承認されているとしたうえで、明確な暫定措置としての

日本の防衛のあり方を規定している。「日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時に固い自衛権を行使する有効な手段をもたない。(中略)日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国とその軍隊を維持することを希望する」固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない日本に代わって、日本の防衛について米軍がその軍隊を維持することが、平和憲法とセットとなっている。その暫定措置が変化するに従って、平和憲法を守りながら、日本が自ら防衛力を増強してきた過程が、戦後の日本である。原点に返った議論をもとめるならば、まず、この点を認識すべきだと思うのだが。

◆この欄は4人の紙面審議会委員が輪番で担当します。

